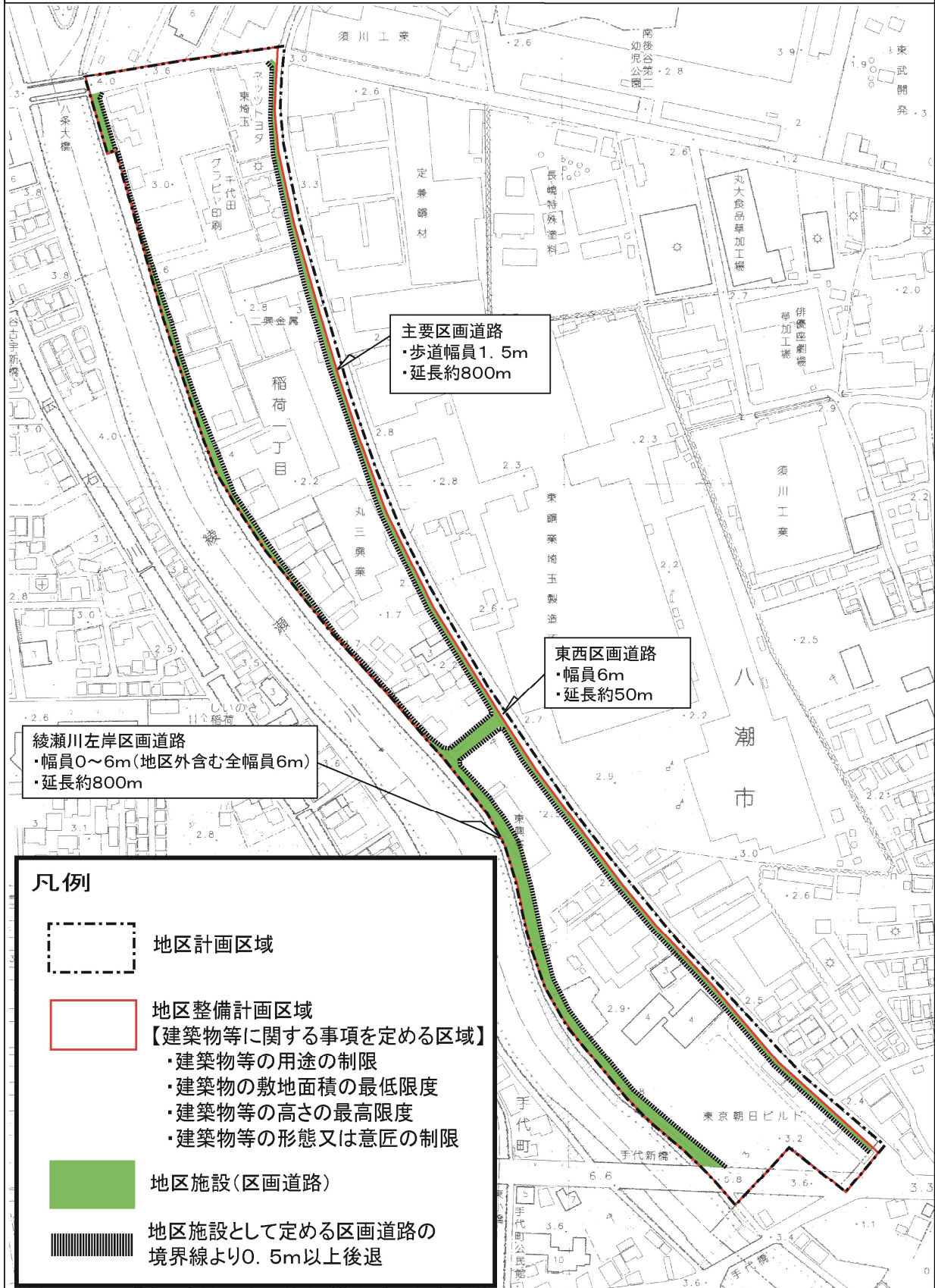


稲荷一丁目地区 地区整備計画図（草加市決定）



主要区画道路
 ・歩道幅員1.5m
 ・延長約800m

東西区画道路
 ・幅員6m
 ・延長約50m

綾瀬川左岸区画道路
 ・幅員0~6m(地区外含む全幅員6m)
 ・延長約800m

凡例

- 地区計画区域
- 地区整備計画区域
 【建築物等に関する事項を定める区域】
 - ・建築物等の用途の制限
 - ・建築物の敷地面積の最低限度
 - ・建築物等の高さの最高限度
 - ・建築物等の形態又は意匠の制限
- 地区施設(区画道路)
- 地区施設として定める区画道路の境界線より0.5m以上後退